

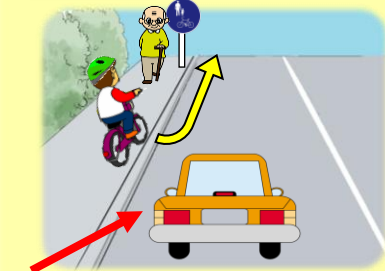


サイクルマナーアップ強化月間

5月は、自転車の安全利用を促進する「サイクルマナーアップ強化月間」です。自転車の交通ルールを守り、安全な利用を心掛けましょう。

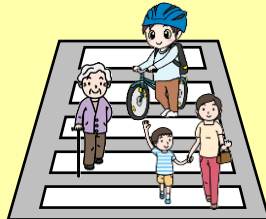
自転車の安全利用

周囲の安全確認

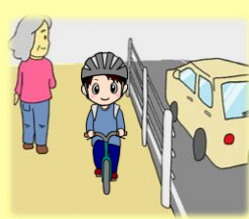


自動車や自転車が来ていないか後方の確認

歩行者の安全確保



歩行者の通行を妨げる場合は降りて横断



歩道では中央から車道よりを走行

ライトの点灯



ヘルメットの着用



ながら運転の禁止



走行中に携帯電話を手で保持して通話、画像を注視してはいけません。

飲酒運転の禁止



お酒を飲んだら運転してはいけません。二日酔いも飲酒運転です。

令和8年4月1日
スタート

自転車の交通違反に交通反則通告制度が導入

青切符

令和8年4月1日から、自転車にも交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されました。警察官が交通違反をする自転車運転者を発見した場合、基本的に現場での「指導・警告」を行います。交通違反の内容が悪質・危険な場合には、検挙の対象となります。（対象は16歳以上）

X(エックス)で情報を発信しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

